

第 31 回納本制度審議会 会次第

◇ 日時 平成 31 年 3 月 18 日（月） 14 時開催

◇ 場所 本館 3 階総務課第一会議室

会次第

1. 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について
2. その他

第 31 回納本制度審議会配布資料

ページ

(資料 1) 第 30 回納本制度審議会議事録	1-11
(資料 2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿	12
(資料 3) 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について	13-16
(資料 4) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）	17-24
(資料 5) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）	25-26
(資料 6) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）	27-28
(資料 7) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程 （平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）	29-30
(資料 8) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件 （平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）	31-32
(資料 9) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件 （昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）	33-34

第 30 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 30 年 11 月 29 日（木）15 時 00 分～16 時 30 分
場 所： 国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、福井健策会長代理、植村八潮委員、江上節子
委員、角川歴彦委員、斎藤誠委員、重村博文委員、永江朗委
員、根本彰委員、佐々木隆一専門委員、三瓶徹専門委員、樋
口清一専門委員

会次第：

1. 委員の委嘱の報告
2. 代償金部会の審議経過報告
3. オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告
4. 事務局からの報告（平成 29 年度資料収集状況、平成 29 年度出版物納入状況、平
成 30 年度代償金予算及び平成 29 年度代償金支出実績等
5. 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
6. 今後の日程について

配布資料：

- （資料 1） 第 29 回納本制度審議会議事録
- （資料 2） 納本制度審議会委員・専門委員名簿
- （資料 3） 第 15 回代償金部会における審議の概要について
- （資料 4） 平成 29 年度第 1 回オンライン資料の補償に関する委員会における審議の概
要について
- （資料 5） 国立国会図書館の資料収集状況（平成 29 年度末時点）
- （資料 6） 資料別納入実績（最近 3 年間）
- （資料 7） 納入出版物代償金 予算額と支出実績（最近 5 年間）
- （資料 8） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
- （資料 9） 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
- （資料 10） 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 11） 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
- （資料 12） 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国
立国会図書館規程第 1 号）
- （資料 13） 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25
年国立国会図書館告示第 1 号）
- （資料 14） 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する
件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）
- （参考資料 1） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業報告（平成 30 年 11 月）
- （参考資料 2） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組み（案）
- （参考資料 3） 電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組みに対する主な意見

議事録：

(開会) 定足数の確認等

会長：それでは、定刻となりましたので、第30回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は15名の委員中、8名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。委員1名につきましては遅れて御参加とのことでございます。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、自由な審議を行うため、録音及び写真撮影については、御遠慮ください。

それでは初めに、事務局から、配布資料の説明をお願いします。

事務局：〔配布資料について説明〕

会長：資料はお手元に全部そろっていますでしょうか。それでは、進めてまいります。会次第にはございませんが、ここで、今年1月に開かれた、前回、第29回納本制度審議会の議事録の取扱いについて、事務局から説明がございます。

事務局：議事録につきましては、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了解を得ました上で、議事運営規則第16条の規定によりまして、既に当館ホームページで公開しております。〔委員1名到着〕御説明は以上です。

(会次第1) 委員の委嘱の報告

会長：それでは、会次第1に入ります。新規委員の委嘱につきまして、事務局から報告があります。

収集書誌部長：それでは御報告いたします。資料2、通しページ10頁を御覧ください。名簿がございます。一般社団法人日本出版取次協会会長の交代に伴いまして、平成30年9月12日付けで平林彰委員の委嘱を解き、近藤敏貴委員を補欠として納本制度審議会委員に委嘱いたしました。

任期については、通しページの27頁に納本制度審議会規程(平成9年国立国会図書館規程第1号)がございますが、その第4条第2項ただし書、「補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。」とされておりますので、委嘱期間は発令日から平成31年6月30日までとなります。御報告は以上です。

(会次第2) 代償金部会の審議経過報告

会長：会次第2に移ります。代償金部会の審議経過について、部会長から報告があります。斎藤部会長、よろしく申し上げます。

委員：今年1月26日、前回の納本制度審議会の後に開催されました第15回代償金部会の議決について御報告いたします。資料3、通しページ11頁を御覧ください。

第一に、私が委員の互選により部会長に選出されました。第二に、江上委員を部会長代理に指名いたしました。御報告は以上です。

会長：ありがとうございました。ただいまの斎藤部会長からの報告について、何か御質問や御意見はありますか。

(会次第3) オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過報告

会長：続いて、会次第3に移ります。オンライン資料の補償に関する小委員会の審議経過について、小委員長から報告があります。福井小委員長、よろしく申し上げます。

委員：福井でございます。オンライン小委員会の報告をさせていただきます。今年3月23日、平成29年度第1回オンライン小委員会が開催されました。資料4、通しペー

ジ 12 頁から 13 頁を御覧いただければと思います。

オンライン小委員会では、まず、現在進行中の電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状について、事務局からの説明を聴取いたしました。ついで、学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通の事情について調査するために、関係者のヒアリングを実施いたしました。報告者及びヒアリング項目は、資料 4、通しページ 12 頁を御覧ください。この会でも出されました主な意見については、事務局から御説明いただければと思います。

会長：それでは事務局からの説明をお願いいたします。

収集書誌部長：発言の内容は、通しページ 13 頁に箇条書きでまとめています。主な意見を御紹介させていただきます。

1 点目に、学術専門書系の場合、PDF 形式が主流であるという話をいただきました。2 点目に、個人向けと機関向けの配信があり、売り方、規模、使用頻度等によって値付けが異なるため、制度収集の場合の補償の考え方にも影響するかという話をいただきました。3 点目に、汎用的なメタデータのフォーマットがないため、国会図書館に提供するに当たり、メタデータ作成作業が過剰になるとなかなか対応が難しい部分があるということ。それから 3 つほど飛ばしまして、電子書籍等の制度収集については、収集・保存と閲覧提供は分離して考えていただきたいということ。その下ですが、散逸のおそれがある電子書籍等を国会図書館が収集することには意義があり、長期的な保存とアクセス保証を可能とする形式での保存が望ましいということでした。また、民業との関係では、国会図書館が収集した電子書籍等を公共図書館等に配信することは民業の圧迫につながるのではないかとということでした。かいつまんで御紹介いたしました。以上のような話をいただいたところです。

質疑の方でございますが、これらの報告をいただきまして、2 つの大きな点がございました。まず、国会図書館による電子書籍の収集がどの程度民業に影響を与えるかということをお議論いただいて、報告者からは、国会図書館の館内閲覧ということであれば大きな問題はないと思われるという話をいただきました。また、色々複雑なデータベースの形をした出版物もございますので、このようなデータベース総体として機能するコンテンツがあった場合に、その収集・保存についてどのような取組があるのかといった質問や論点が提示されました。電子書籍ビジネスは複雑なものもあり、多様化している今日において、すべて問題が解けるものではなく、国立国会図書館が制度収集の枠組みを構築するに当たり、改めてコンテンツに則して整理が必要な点ではないかとのお指摘がありました。主な意見は以上のとおりでございます。

会長：ありがとうございました。ただいまの報告について、何か御質問や御意見はありますか。

委員：少し補足させていただけますでしょうか。まさに今、収集書誌部長から御説明がありましたとおり、大きな観点でいうと、実証実験事業については 2 つの課題があるように感じました。1 つは、いったいどんなデータをどういう形で納めるかということのコンセンサス。もう 1 つは、そのデータについて、保存の担い手と提供の担い手を国と民間がどういう役割分担で行っていくか、保存と提供の分担ということがあろうかと思えます。いずれにおいてもお話を伺うと、事務局、出版界とも前向きな気持ちを持ちつつも、なかなか調整に御苦労があるように感じます。一方で、いよいよ国の統合ポータルであるジャパンサーチが 1 月 1 日から試験運用開始ということで、デジタルアーカイブに対する関心はこれまでになく高まっていくだろうと感じます。不断の検証を行いつつ、スピード感を持ってこれからも進めていくことが重要なところでございます。後程、実証実験事業についてはお話があろうかと思えますが、まずはかいつまんでコメントさせていただきました。

会長：ありがとうございました。何か御質問や御意見はありますか。

委員：今現場では海賊版対策がタイムリーですが、同じようにタイムリーな話として、非常に電子書籍の量が増えてきています。130%以上の伸び率であり、紙の方の長期停滞傾向は止まらない感じですが、電子書籍はだいぶ変わってきたように思います。ですから、図書館の電子化は時代の要請である、必然であると思います。KADOKAWAも2020年に向けて民間の図書館を育てていく必要があると考えており、民間の図書館の蔵書の数というのはいくら頑張っても限られているわけで、電子図書によって閲覧者の希望も叶えるということが必要であると思います。国会図書館の場合には、従前から、どのようにすれば民間への提供に対して業界の理解を得られるかといったことに対して、いろいろ提案もあったと思いますので、その議論をまた進めていただいて、出版社にお金が戻るようなビジネスモデルさえできれば、国会図書館が電子化を進めることは正しい方向だと思います。

会長：ありがとうございました。何か御質問や御意見はありますか。

委員：実証実験についてはあまり詳細を把握していませんが、私は、武蔵大学で教えておまして、地域の社会人の大学図書館利用というのが非常に増えています。その方々はリアルな書籍を調べに来ているだけではなくて、パソコンの貸出コーナーがありますので、パソコンで色々と検索をして、リアルな書籍も借りてという形で、大学図書館が空間としてのプラットフォームになってきています。国会図書館のオンライン利用について、地域への展開のある種のプラットフォームとして大学図書館を経由するとか、何かそこでしかアクセスできないような形にするとか、委員がおっしゃったような何かしらの権利料についても、そういう仕組みの中で構築するということもあり得るのかなと思いました。検索の仕方や利用者のライフスタイル、これからのシニアライフの長い知的な楽しみの姿と新しいビジネスモデルの在り方について、思い付きではございますが、現場からの実感として、大学図書館の社会人利用が非常に増えていることから申し上げました。

会長：ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。委員のおっしゃるとおりデジタル化は避けて通れず、ここで遅れると世界に非常に遅れてしまい大変なことになるので、何とかしなければならぬところです。あとは方法論だけで、なかなかうまく具合に出版社にお金を還流させるなどの仕組みが難しいところですが、ぜひそのあたりを考えていただきたいと思います。

(会次第4) 事務局からの報告

会長：続いて、会次第4に移ります。事務局から、資料の収集状況等につきまして御報告をお願いいたします。

収集書誌部長：〔資料収集状況(平成29年度末時点)について、資料5に基づき説明〕

事務局：〔平成29年度出版物納入状況、平成30年度代償金予算及び平成29年度代償金支出実績について、資料6、7に基づき説明〕

会長：ありがとうございました。ただ今の事務局からの報告について、何か御質問や御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

委員：3億8千万円程度の支出なのですね。

会長：本音を言うと、かなり少ないのではないかという気がします。これは国会図書館の他、文化庁の予算も同じで、文化関係に出すお金というのはあまり多くないのが実情のようです。

(会次第5) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

会長：続いて、会次第の5に移ります。事務局から、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について報告をお願いします。

事務局：〔電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の現状等について、資料 8、参考資料 1 に基づき説明〕

会長：ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、何か御質問や御意見はありますか。

委員：御報告どうもありがとうございました。既にお伺いしたことも含まれていたら申し訳ないのですが、まず第 1 段階について、目的の一つとして、ビジネスへの影響分析が含まれていたように思います。第 1 段階の実証実験の結果、国会図書館での収集・保存がビジネスにどんな影響があるという知見が得られたのでしょうか。まずはこれをお伺いできればと思います。もう一つ、第 2 段階についても電書協さんのサーバ及びビューアを通じて閲覧提供を行う実証実験の形を採られるということです。少し気の早い話かもしれませんが、これが仮に将来的な電子書籍の収集・保存の形を想定してのものであるならば、電書協さんは民間の団体ということになります。そこにおいて、例えば、大変失礼な物言いですけれども、活動の継続性に不安が生じた場合の、資料の恒久保存への対策、これはどんなことが想定されるのか、今の段階でお伺いできればと存じます。

会長：それではよろしく願いいたします。

事務局：御質問にお答え申し上げます。まず、第 1 段階におけるビジネスへの影響検証についての御質問がございました。第 1 段階の場では、このような形、すなわち、電書協のサーバに保存し、電書協のサーバを通じて館内の端末のみで閲覧提供を行っています。ダウンロードもできない、持ち帰ることもできない、プリントアウトもできない。できないことばかりではございますけれども、そういった形であれば、特段にビジネスへの影響はないように思えると所感として述べられる方が多くおられました。これらの論点につきまして、正式には第 1 段階報告書で挙がってくることは存じますが、皆様の所感としては、このように限られた閲覧提供であれば特段に問題がなかったのではないかと御意見だったと記憶しております。

また、もう一つの御質問でございますが、電書協におけるサーバでの保存、それから利用を行うというのは、私どもとしては、実証実験の枠組みで行う試みと考えております。従いまして、これを制度の中に組み込んでいくかどうかというところはまだ検討の途上にあるという段階でございますので、その永続性や恒久性をどのように担保するべきかは、今後の大きな課題になると考えております。

委員：ありがとうございます。第 2 段階においてもビジネスへの影響は検証対象に含まれていたかと思えます。今後は、この第 2 段階の実証実験を踏まえて、こうした収集・保存活動はビジネスに対して悪影響はない、むしろいい影響があるということ説得的に語っていくことが必要なフェーズが出てくると思いますので、所感に加えて客観データをどう集めていくかということを検討されてはいかがでしょうか。そんな風に感じました。

会長：ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

委員：第 1 段階から第 2 段階への移行に関して、特に利用についての調査方法に基本的に大きな変化はない、同じようなことを継続すると理解しました。今のようなやり方だと、特にビジネスへの影響をみようとしても、同じような結果が出るのが予測されます。もっとコンテンツを増やすなり、利用の仕方を柔軟にするなり、そういうことをしない限り、あまり実証実験にならないのではないかと印象を持ったところです。先ほどの委員の発言に関して、この場はやはり国の機関と民間の方々の話し合いの場と基本的に理解しているのですが、つまり長期保存を国会図書館で行うけれども、その一部を利用する体制を作る、あるいは代償金という形で収集したものの費用の一部を還元することで、その両者の関係を見る場だと思います。それでいうと、単に代償金を考えるだけでなく、図書館全体としての電子書籍の利用方法を検討しないといけないのかなと思います。ただ、それが納本制度審議会の範

囲の議論なのかはよく分かりません。以前に、長尾構想と呼ばれる国会図書館が中心となって、出版界と図書館界を繋いで新しい電子出版物の提供体制を作るという構想があったと思います。たぶんこの場もその延長で動いているのだらうと思います。ただやはり色々な制約もあります。今の利用提供体制のまま継続でよいのかどうかを議論する機会としては、ちょうど切り替えの今しかありません。特段私は強い意見を持っているわけではありませんが、今のやり取りの中でそのあたりが気になりました。

会長：それでは事務局からお願いいたします。

収集書誌部長：利用についてのイメージはなかなか難しいところがあるかなと思います。出版社は当館に入れたものがどう使われるのか常に関心があって、当館でもよく聞かれることではございます。先ほどのオンライン小委員会報告でもあったように、国会図書館から飛び出さない範囲の利用には、概ね「それくらいなら」とおっしゃられた部分があったかと思えます。納めていただく出版社側からそのあたりならば問題ないということを受けて、利用の範囲も決めていく部分もあると思います。また、国会図書館のサービスという意味では、今でも新聞データベース等を契約して使っていただいている部分もございますので、納本で入れた資料の利用についてはそれほどバンバン使いましょうということにはならないと思われまます。今度の第2段階では、テクニカルに保存していくにはどうしたらいいかという点の検討をお願いしています。先生の御質問に十分答えられているか分かりませんが、国会図書館として考えているのはこういうところがございます。

委員：お立場はよく分かりますが、実証実験である程度やれそうなことが他にもあるのかなという気がしていて、例えば、電子出版の形式が非常に多様になって、異なるプラットフォームで提供されているコンテンツをどう保存するかを検討することも必要だと思います。こういったことを検討していくと、ある程度プラットフォームやコンテンツフォーマットの共通化が議論になってきます。つまり、もちろん出版界でもそれぞれやられていて色々なお立場から色々な議論があるとは思いますが、こういう場で、保存を踏まえてもう少し使いやすい電子書籍の提供方法を検討するような方向付けがあるのかなと思います。

もう一点、先ほどの小委員会報告の民間出版社の話の中で、メタデータを出版社側が提供するの難しいと整理されていたと思います。私はメタデータというのは図書館の側で作っているのかと思っていたのですが、そのようなことが出版社の負担になるということだとどうなのかなと思いました。例えば国会図書館が新しい電子出版物のメタデータを作っていくことを保存とつなげて提案していく。そういうことが出版界全体として電子出版物の図書館を通じての提供にもつながってくるというようなことを、長期的なビジョンを踏まえて考えていけたらどうかと思います。この場で議論すべきことかも分かりませんが、感じた点を申し上げました。

収集書誌部長：二つお話を頂戴いたしました。まず、コンピューターソフトウェアやOSなどがバージョンアップしていくとコンテンツが読めなくなってしまうという問題があると思います。技術的なことについては、きちんと確認して読めるようにしなければならぬという検討は必要だと思いますので、第2段階では大事なテーマだと思っております。

メタデータの問題については、もちろん図書館が目録を作っているのは間違いのないところですが、できるだけ早期の出版の段階で、出版物のメタデータを入手できれば、図書館としても収集や管理の観点から有効です。冊子体の方で先に進めさせていただいているのは、JPO（一般社団法人日本出版インフラセンター）のデータを当館のNDLサーチを使って共有して見られるようにするプロジェクトを進めております。そういうモデルが、流通、出版、販売にも役立ち、図書館の目録としても

役立つ形で出版界と協働させていただくのが理想と考えております。

会長：先ほどのお話に関連して、第2段階の実験でタイトル数がぐっと増えるということはないのでしょうか。

収集書誌部長：受託業者である電書協に頑張っていただけるようお願いしているところでございます。

会長：受託者との話し合いかと思いますが、同じタイトル数ではあまり意味がないので、第2段階ではぐっと増やすようにしていただければと思います。

委員：今まで出てきましたお話を伺うと、公共図書館や民間図書館における電子書籍についてのニーズや提供の在り方と、そこと国立国会図書館が連携できるのか、あるいは連携すべきでないのかといった論点があります。第2段階の実証実験の枠に入るのか外れるのか分かりませんが、外の図書館の動向やニーズの把握を同時並行で行うことが大事ではないかと考えました。先ほどの事務局の御発言で、納本されたものの利用をそれほど重点的に考えるものではないという点について、法律の規定上は、納本されたものについて、他の図書館に相互貸出しという規定が手掛かりとしてはあるので、納本の枠組みの中で他の図書館との新しい連携のニーズがあるかどうかを把握するのも重要な任務ではないかと考えます。

収集書誌部長：図書館との協力ということでは、ポーンデジタルは対象ではございませんが、冊子体からデジタル化したものについては、絶版であることを確認したうえで、図書館に対して利用を提供するシステムがあります。私どもは図書館送信と言っておりますが、そのような協働をしております。今度の場合、カレントで今販売されているものをどうするかという課題がありますが、絶版等で市場に流通していないものについては、そのようなモデルで社会的に利用させていただいているところでございます。

会長：絶版等で入手困難なものについては、前回の著作権法の改正で送信可能になったもので、かなり機能していると思います。委員がおっしゃったのは、メタデータの交換やワンストップ提供のことを併せてのことでしょうか。

委員：第2段階の実証実験を超えた話になるかもしれませんが、プラットフォームという話も出ましたので、そういう可能性もあり得るかどうか、民間の図書館の話もありましたが、公共図書館、大学図書館がステークホルダーであることは間違いないと思いますのでコメントした次第です。

会長：ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。

委員：このログ分析を見ると、ほとんどの人が1、2分で閉じており、読んでいないわけですね。タイトルを見て開いて「あ、こんなものか」となっていて、そこが気になります。ぱっと見て関係ないと止めてしまう人がいて、なぜ止めてしまうのか。圧倒的に多くの1、2分未満の人たちは、利用しなかったとも思えます。このアンケートの取り方ではない何か工夫をして、なぜ1、2分で見ると止めてしまうのか深く聞けるやり方はないのでしょうか。

事務局：御指摘ありがとうございます。確かに今の段階ですと、なぜ読むのをやめたのかまでは分かりかねるところはありますが、資料の通しページ47頁、48頁の個別の御意見には、もっと細かなデータがございます。それを見ますと、興味があって開いてはみたけれど、出納の呼び出しがあつてすぐ閉じたのではないか、あるいは実際に見ようと思っていたものがないのでちょっと時間つぶしのように開いてみた等、本当に読もうと思っていた方が開いて止めたものではないように感じております。一方、こうして電子書籍に触れていただくことにも意味があると思います。ここで触れることによって電子書籍に興味が出たという方もいらっしゃいますし、当館において電子書籍の閲覧をさせることによって紙の資料と異なり出納待ちをしなくてよくなるので利便性が高い、または本の傷み防止にもなるという、大変当館を慮った御意見をくださる向きもございます。私どももそういったニーズは細

かく分析していきたいと考えております。

委員：今の件について、私も図書館の研究者で同時に国会図書館の利用者でもあるのでちょっと申し上げますが、まず国会図書館に来る方は、特定の資料、専門の資料を求めに来る方が圧倒的に多く、ただぶらっと、公共図書館に行くように利用するという方は少数派だと思います。要するに、目的がある方にとって、実証実験の今あるコンテンツはほとんど何の役にも立たない、ちらっと見るだけであとは特に関心の持てないものだと思います。その意味で利用が低調なのは当たり前ではないかと思えます。それがまず第1点です。それから、先ほど御説明の中にもありましたが、国会図書館が古い資料をデジタル化したものがすぐに読めるようになっています。私は戦後改革の中で図書館が発展する動向の研究をしてきています。最近、国会図書館に行って、戦後間もない資料を利用しようと思って書庫から出してもらったつもりで検索したところ、そしたらそれがオンラインですぐ読めたのです。それも、目録検索したものが大きな画面で瞬時に読めるのです。これはすごく便利だなと思えました。今まで紙が劣化してぼろぼろになっている資料を恐る恐る読んでいたのと比べたら、遙かに見やすくなっています。昭和30年代、40年代までの資料は、ほとんどデジタル化されていますから、そういうものを利用する立場からすれば、国会図書館が提供している電子書籍の使い勝手はありがたいと思っています。それはまだ蔵書の一部ですが、著作権法の規定とどう調整するのかを含めて、デジタル化したものが国会図書館の中で見られるという体制と、他の図書館への送信と、実証実験の対象になっているものをどう利用させるのかというのは、別の話かもしれませんが、そのあたりの全体の利用関係を考えていただきたいなと思えます。

事務局：御指摘のとおり、国会図書館が行っております図書館送信の対象は当館が所蔵している絶版等資料をデジタル化したものとなっております。一方、実証実験では、いずれオンライン資料の制度収集を全面施行するために、民業として市場で流通しているカレントの電子書籍・電子雑誌をターゲットとしております。その意味では、担っているところが異なりますので、サービスの形態もおのずと異なってまいりますが、全体としてどのような利用であるべきかについては十分に検討し、課題を抽出してまいりたいと考えております。

委員：今までの各委員の御意見を受けて、だいぶ分かってきたところもありますが、通しページ39頁上の段の第2段階についてです。「当初は」国立国会図書館のサーバに納めるということだったのですが、結果的には電書協のサーバで継続するという方針ですね。この方針については、私は電書協の第1段階会議の委員でもあるので、大変な御苦勞の結果、第2段階が続くことになったと理解しています。一方で、ここは、納本制度審議会ですので、前提としては国に本を納めるという枠組みの中で議論しています。第2段階をこれでやってしまうと、いつ国会図書館に納めるということを検討するのか、あるいは、民間のサーバにあることも納本制度の枠組みとして捉えるのかという議論を、どこかでしなければならぬ。会長代理から、民間の事業継続性についてどう担保するのかという話もありましたが、それはこの審議会のスコープに入るのかなと思います。第2段階がこうなって、その次の第3段階が予定されないと、ちょっと心配なわけですが、この17頁もそうですが、(2)①も結局今のままを続けるとしか思えないので、数が増えるとかではない、本来の納本の在り方をどう捉えるかをクリアに議論していただきたいと思えます。

それと、民間の動きがすごく早くて、スタートするときに想定していなかったくらいに、投稿サイトのコンテンツ量が増えて、また読まれています。「小説家になろう」などから、デジタルファーストで投稿されて、民間の出版社から紙の本になったものが3,000冊くらいあります。『君の臍臓をたべたい』という話題作も、若い人たちは、無料投稿サイトで読んだのです。この速度のこのコンテンツを次にどう収集していくかという議論を早く始めなければならない。今の実証実験の請負先

の電書協ではだめだと言っているわけではないのですが、電書協の枠組みではデジタルファーストコンテンツのような、膨大に若い人たちに読まれているようなコンテンツがスコープ外になってしまっていることが、もう一つの懸念です。

事務局：まず、実証実験につきましては、御案内のとおり電書協の受託事業ということで、ある程度実施できる範囲が限定されているところがございます。第2段階を13月かけて実施していきますけれども、同時並行で国会図書館としては、オンライン資料収集制度化に向けてもう一つのスケジュール立てを行い、各所との調整を進めていく想定でございます。まだその絵図面が書けていないところではございますが、実証実験第2段階が終わってから取り組むのではなく、早急に進めていこうと考えております。先生方の御知見を賜ればと存じます。

会長：他には、どうぞ。

委員：KADOKAWA、講談社、紀伊国屋書店、大日本印刷、図書館流通センターは、JDLS（日本電子図書館サービス）というデジタル図書館に取り組んでおります。なかなか離陸が難しかったのですが、ようやく70館くらいの大学図書館、公共図書館が利用し、4万2,000点のコンテンツを提供しています。基本的な構想はアメリカに同様のサービスがありますが、52回読んだら一度サービス提供を停止して、もう一度申し込んでもらう形としています。その分だけ出版社にお金を還元するシステムで、これはある程度、長尾構想の実現だと思っています。4万2,000点提供されている中身を見てみると、大衆の読書の傾向が割とはっきり出ています。読者に読まれることを前提として提供されているもので、国会図書館と提携しても何ら問題ないはずなので、こういうところと提携してみてもいかがでしょうか。電書協が提供しているものとJDLSとを2本立てにして考えると、だいぶ電子書籍の現状に即してきているのではないのでしょうか。JDLSには今御指摘のあったデジタルファーストコンテンツも、かなり入っています。申し訳ないが、今の実証実験の第1段階、第2段階の延長に本当に希望はあるのか。無駄ではないと思いますが、現実離れしている感じがして、ちょっと危機感を持っております。

会長：3,000冊から数万点まで増えればかなり強力になりますね。

委員：提供点数を増やすにあたり、著作権者からの許諾がハードルになっているということでしたが、文藝家協会、著作権者の立場からすると、国会図書館のこういう実験事業に参加した場合、何がどう使われてどうなってしまうのかよく分からないというのが、積極的に許諾できない理由ではないのでしょうか。こういう風に利用されていますよということが、ある程度、実験に参加した著作者にも何らかの形で分かるというと思います。実際に、42頁12番目の「アダルト系」はたぶん私の本だろうというのは分かりますが、これがどういう風に見られているのか、出版社からは連絡がないので、読んだ人の感想が聞きたいということではなくて、実験に参加すると著作者にはこんなフィードバックがあるとか、参加したことの証しがあるとか、1分で閉じられているというようなこととか、何かがないと、実験材料にされるだけでは許諾は広がらないように思います。

事務局：御指摘ありがとうございました。確かに私どもが直接対応できますのは、出版社の方たちになります。実は、38頁にありますように、第1段階会議の下に連絡会議というものを設けておりまして、ここがコンテンツを提供してくださった1つ1つの出版社の担当の方と当館が直接話をする場となっております。その場では、各担当の方から許諾に当たってどんな御苦勞があったかなど匿名のアンケートで寄せていただいております。また、本日審議会で御報告したものと同一内容、同一精度の御報告と、アクセスログ、アンケートの集計結果など、バックデータに当たるレベルの情報も含めて、各出版社にお渡ししております。ただ、各出版社の方々も御担当の著者である先生方にまで展開してくださるほど、私どもも熱心をお願いしておりませんでした。先生から御注意いただきましたことは、さっそく12月5日

に次の連絡会議を行うことになっておりますので、その場で著者の方へのフィードバックという意味で、こうしたログなども御興味があればお見せしていただけるよう働きかけてみたいと思います。

会長：他に御意見等あれば。

委員：多くの委員の皆さんの御意見をお伺いして、大きな空気感としては、今の実証実験では、世界の急速に変わりつつある現実には追いついていけないのではないかとこの御懸念を共通して感じました。そのことは、私も問題意識として共有するところです。他方において、この間、多少なりとも、現場の協議のあり様をお伺いしてきた身としては、事務局の皆さんが相対している出版の現場の声は、この場の議論とはだいぶ空気感が異なることも感じるわけであります。これをブレイクスルーするためには、少し出版界の方の空気も一緒に変えていくような努力がないと、なかなか審議会の場の議論だけでは、後押しという意味では不十分かなと感じるところです。そんなところも、私自身も考えていきたいと思いました。おそらく目指したい方向はそう変わるはずもないので、そこに向けてどんな知恵を絞れるかということかと思えます。

最後に、実証実験とは異なりますが、お尋ねになります。先ほども申し上げたとおり、いよいよあと1か月ほどでジャパンサーチ、統合ポータルが試験運用を開始するわけで、これはデジタルアーカイブということでは、非常に注目が大きく、いよいよ日本でも立ち上がるかというものかと思えます。目下、メタデータの提供ということになるわけですが、実証実験には実証実験の条件があるので別ですが、これまで収集されたオンライン資料のメタデータについては、ジャパンサーチの下で集約され提供される予定でしょうか。またその場合、メタデータはクリエイティブコモンズのCC0という、完全利用条件で提供されるということが原則という風に理解しております。原則通りCC0で提供される予定でしょうか。

収集書誌部長：まず検索のメタデータについては、ジャパンサーチもありますが、今当館で作っているデータそのものは現行のNDLサーチでもフルで載っております。それも利用していただき、ジャパンサーチは省庁横断、色々な組織を横断するモデルですので、さらにリッチになる、検索内容は充実すると思っております。NDLで収集した電子書籍・電子雑誌のメタデータについては、今日の段階でも検索可能となっております。メタデータの権利関係については、今はノンコマーシャルの場合はどうぞという形でやっています。先生のおっしゃるとおりフリーで使っていただくには段取りが必要であり、今精力的に整理を進めているところでございます。

会長：色々貴重な御意見を頂いたわけですが、他に何かございますか。

委員：民間サーバで納本制度を代替するという検討もする必要があるのではないのでしょうか。出版社の考えを待っているばかりではなく、逆に例えばJDLSのようなものでもよいといった検討をしていかないと、出版社としてはこっちに来てくれないのではないのでしょうか。民間の電子図書館システムは、コンテンツ等増えており、しかも作家にお金が還元されるシステムです。これを一時的に利用する形で、納本制度の代替のようなものを検討できないのでしょうか。

会長：おそらく色々問題が出てくるかと思いますが、事務局でも検討してみてください。

委員：出版社が一番危惧しているのは、国会図書館から出て一般の図書館で勝手にダウンロードされるなどアンコントロールになることです。現実に、いつも問題を起こす図書館が5つ位あって、それについて、国会図書館は指導できません。指導できれば、出版界は安心するのですが。勝手に自由に本をコピーさせることがあり、特定の数館の図書館ですが、司書の方たちは、自分たちはサンクチュアリである、それが読者のためになるのでいいじゃないかとおっしゃる。結果的には非常に乱暴な意見だと思えますが、電子書籍でもそれをやられると、無限大に広がってしまうと

いう危機感があります。先ほど申し上げたとおり、JDLS では 52 回の利用で自動的に打ち切られて再交渉できるので、歯止めになります。乱暴な使い方をする図書館に対しても、停止すれば防げる。アナログよりも技術的なコントロールができるという点では、デジタルの方が有効な点もあります。

委員：先ほどの委員の御質問にもあった、図書館等送信にも関わる話と理解しました。まず、現行法では、今のところ図書館等送信の対象は絶版等資料であり、現在流通しているものは対象になりようがない。また、オンライン資料としてポーンデジタルで収集したものは、そもそも第 31 条第 3 項の対象には現在はない理解であるということで、今のところ、別の枠組みかなと思います。ただ、目指すべき方向について私見をいうならば、全国の図書館等で見られるべきだという気がします。なぜならば、東京に住んでいる人は館内で見られるけれど、地方に住んでいる人は見られないということは、本当はあってはいけないことだと思うためです。しかし、委員のおっしゃったような在るべき姿に今すぐにしますと言えば、オンライン資料など集まりそうにもないような状況だとも思いますので、それを目指していくためには、色々な工夫がさらに必要なのかなと感じたところです。

会長：理想を言えばユビキタス社会ですから、どんな山間へき地にも読めることがいいことなのは間違いないのですが、そこに行くまでに色々な課題がありますので、事務局としてはだいぶ苦労されていると思います。もう一つ言えば、世界は Google や Europeana の時代で、日本は言葉という天然の要害があったので何となく外国から攻められない感じがしているかもしれませんが、出版社が外国企業に買収されてしまえばそれまでなので、日本としても、Google や Europeana に対抗する、というところがおこがましいですが、なるべく多くの人々が情報を的確に得られるようなシステムを作っていただきたいと思います。

(会次第 6) 今後の日程

会長：会次第の 6 に移ります。今後の日程について事務局から説明をしていただきます。収集書誌部長：御説明いたします。次回、第 31 回の納本制度審議会は、今年度中に開催したいと考え準備をしています。具体的な日程につきましては、事務局から改めて御相談させていただきます。

会長：ただ今の説明について、何か御質問等がありますか。

それではまた日程の調整をお願いいたします。これで予定されている議題や報告はすべて終了いたしました。何か御意見や御質問はございますか。よろしゅうございますか。事務局からは何かございますか。ございませんね。

それでは、以上をもちまして、第 30 回納本制度審議会の会次第はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お忙しい中ありがとうございました。

(16 時 30 分終了)

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（平成 30 年 9 月 12 日現在）

会 長	なかやま のぶひろ 中山 信 弘	東京大学名誉教授
会長代理	ふくい けんさく 福井 健 策	弁護士
委 員	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	おおが まさひろ 相賀 昌 宏	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	かどかわ つぐひこ 角川 歴彦	株式会社 KADOKAWA 取締役会長
	こんどう としたか 近藤 敏 貴	一般社団法人日本出版取次協会会長
	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	しかたに ふみあき 鹿谷 史 明	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	しらいし こうじろう 白石 興 二郎	一般社団法人日本新聞協会会長
	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	ねもと あきら 根本 彰	慶應義塾大学文学部教授
	のほら さわこ 野原 佐和子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
専門委員	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	さんべい とおる 三瓶 徹	一般社団法人日本電子出版協会事務局長
	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

（委員 15 名、専門委員 3 名）

有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方について

1 経緯

① 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業

平成 27 年 12 月、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業（以下「実証実験」という。）を、一般社団法人日本電子書籍出版社協会（以下「電書協」という。）に委託して開始した。実証実験は、電子書籍・電子雑誌（以下「電子書籍等」という。）の収集・長期的保管・利用の技術的検証、国立国会図書館（以下「館」という。）の施設内で電子書籍等を閲覧に供することによる出版ビジネスへの影響検証等を目的とする。

実証実験第 1 段階は、平成 30 年 12 月末までという想定で開始した。第 1 段階においては、電書協が出版社との契約により電子書籍等を収集し、電書協の管理するサーバから館の端末に配信する形で閲覧提供を行った。

平成 31 年 1 月からの第 2 段階においては、館における電子書籍等の収集及び長期的な保管・利用のために必要なシステム環境や運用体制について電書協が検証を行い、課題や解決策についてとりまとめを行う。併せて、館の端末を対象に電書協が収集した電子書籍等の配信を行い、閲覧提供を通じたビジネスへの影響検証等を行う。

② 有償等オンライン資料制度収集の在り方

有償又は DRM 付きのオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）制度収集の在り方について、館と出版関係者とは、実証実験第 1 段階の実施期間中、各種会議等を通じて意見交換や議論を繰り返した。その結果、電子書籍等の出版形態の多様化に館が将来にわたって十全に対応していくことの困難さや、市場に流通している電子書籍等を館が収集し、公衆に提供することに対する出版関係者の強い懸念が依然として残っていること等が明らかになった。

これらのことを受けて、電書協は、電子書籍業界の健全な発展、諸課題の解決を目指して設立された一般社団法人としての立場から、「国立国会図書館 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業 有償の電子書籍・電子雑誌における収集の在り方に関する見解」（平成 30 年 9 月 27 日。以下「電書協見解」という。）を館に対して提示した。

2 電書協見解の概要

電書協は、リポジトリを構築し、有償の電子書籍等について、収集・保管・管理を行う。当該リポジトリは長期にわたって運営を継続するものとし、そこに格納されるコンテンツについては、館における館内閲覧提供及び電子書店を通じた一般公衆への利用提供を行う。

3 リポジトリの位置づけ及び対応

現在、有償等オンライン資料は、平成 24 年改正館法附則第 2 条及び規程第 5 条により、館への提供義務が免除されている。制度施行に当たってはこれらの法規定の整備を行い、有償等オンライン資料について館法第 25 条の 4 第 1 項に定める館への提供義務がかかるようにする必要がある。

その上で、現行の法規定に定められた要件に合致すると認められるリポジトリについては、オンライン資料提供義務の適用除外となる。継続性、利用提供、保存の各要件については、今後確認すべき内容を精査するものとする。

また、今後、有償等オンライン資料提供義務の適用除外を認めるに当たっては、リポジトリ運営主体と覚書を取り交わし、リポジトリ運営停止時にはコンテンツを館に移管すること、運営状況について定期的な報告を行うこと、リポジトリと館との間でメタデータ連携を行い、館が作成した書誌と統合的に検索可能とすること等を合意事項として明記しておくことが考えられる。

なお、公的機関では、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所や国立研究開発法人科学技術振興機構のリポジトリ、最高裁判所の判例データベース、独立行政法人国立印刷局の官報データベース等について、提供義務を除外した例¹がある。

4 有償等オンライン資料制度収集の今後の進め方

有償等オンライン資料制度収集の施行に当たっては、関係法規の整備を行い、現在は免除されている提供義務がかかるようにする必要がある。今後、施行に伴って想定される諸課題の精査を経て、納本制度審議会からの答申に基づき、法規改正につなげることを目指す。

なお、有償等オンライン資料を対象とする大規模なリポジトリの構築が現実化した場合には、館が行うオンライン資料制度収集の在り方についても一定の影響が生じる。

例えば、電書協が構築する予定のリポジトリは、主に電書協加盟社の発行する電子書籍等の登録を企図しているが、加盟社以外の出版社からの登録も受け入れるとしている。現時点ではその正確な規模を把握することは困難であるものの、電書協に加盟する 25 社には、一般社団法人日本書籍出版協会、一般社団法人日本雑誌協会、デジタルコミック協議会等にも重複して加盟している大手出版社が多く含まれていること等から、当該リポジトリが構築された場合には相当数のコンテンツが収集されることが予想される。また、今後、他の民間データベース運営主体が、館法等の定める提供義務除外の要件を備えたリポジトリとして申し出てくることも考えられる。

一方、いずれのリポジトリにも参加しない出版社も、一定数存在するものと思われる。

制度施行後、館によるオンライン資料収集は、主としてこれらの出版社等が発行するオンライン資料を対象として行うこととなる。リポジトリに参加せず、館によるオンライン資料

¹ 【根拠規定】館法第 25 条の 3 第 2 項及び国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程（平成 21 年国立国会図書館規程第 5 号）第 1 条第 2 号

収集を選択する出版社等からの収集は、現行のオンライン資料収集制度²の仕組みに沿って、館による長期保存等の実現に最適な形態において行うことが想定される。したがって、従来想定していた、取次機関の指定による収集体制の整備等を行わないということも考えられる。

また、取次機関の設置という想定がなくなる場合には、その業務に要する金額についての補償は不要となることが考えられる。出版社等からの館への提供に係る補償については、今後さらに検討を行う。

実効性のある制度収集の運用の仕組みを構築するため、上記以外の複数の論点や課題について、今後一層の精査が必要になると考えられる。

なお、実証実験第 2 段階終了後、有償等オンライン資料制度収集施行までの間においては、個別に出版社等との調整を行い、許諾による収集の範囲拡大を実現することを目指すものとし、平成 31 年度からその実施に向けて検討を開始する。

5 スケジュール案

平成 31 年度	許諾による収集範囲拡大について検討、実施
平成 32 年 1 月末日	実証実験第 2 段階終了
平成 32 年度第 1 四半期	オンライン小委員会による報告（仮）
平成 32 年度第 2 四半期	納本制度審議会答申（仮）

² 平成 25 年 7 月から、私人の発行したオンライン資料のうち無償かつ DRM のないものに限って収集を開始した。出版社からの提供方法には、自動収集、送信、媒体送付の 3 種がある。

(参考) 納本制度審議会における調査審議の経過

第 16 回 平成 21 年 7 月 23 日

懇談 (オンライン出版物の納入をめぐって)

第 17 回 平成 21 年 10 月 13 日

① 国立国会図書館長の諮問

国立国会図書館法第 25 条に規定する者 (私人) がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第 24 条第 1 項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について

② オンライン資料の収集に関する小委員会の設置

③ 同小委員会所属委員の指名

④ 同小委員会の小委員長の指名

第 18 回 平成 22 年 3 月 16 日

オンライン資料の収集に関する小委員会の調査審議の結果の報告について了承

第 19 回 平成 22 年 6 月 7 日

納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」の決定

第 21 回 平成 23 年 9 月 20 日

⑤ 国立国会図書館長の諮問

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

⑥ オンライン資料の補償に関する小委員会の設置

⑦ 同小委員会所属委員の指名

⑧ 同小委員会の小委員長の指名

第 22 回 平成 24 年 3 月 6 日

① オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承

② 納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の決定

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和三十四年	六月	六日法律第九十四号
	同	三十年	一月二十八日同 第三号
	平成	六年	七月 一日同 第八十二号
	同	十一年	四月 七日同 第三十一号
	同	十二年	四月 七日同 第三十七号
	同	十四年	三月三十一日同 第六号
	同	十六年	十二月 一日同 第四百十五号
	同	十七年	四月 十三日同 第二十七号
	同	十七年	七月 六日同 八十二号
	同	十七年	十月二十一日同 百二号
	同	十九年	三月三十一日同 十号
	同	十九年	三月三十一日同 十六号
	同	十九年	六月 六日同 七十六号
	同	十九年	六月 十三日同 八十二号
	同	十九年	六月 二十七日同 百号
	同	二十年	四月二十五日同 二十号
	同	二十一年	三月三十一日同 十号
	同	二十一年	七月 十日同 七十三号
	同	二十三年	五月 二日同 三十九号
	同	二十四年	六月二十二日同 三十二号
	同	二十六年	五月二十一日同 四十号
	同	二十八年	五月 十八日同 四十号
	同	二十八年	十一月二十八日同 八十九号

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形そ

の他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定す

る目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものの一部を国立国会図書館に納

入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、

映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供できるよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することに より収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第二百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十条

二 条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日まで

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二 八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

名 称	根 拠 法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五百零八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
 - 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部会」

という。)を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に規

定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

- 一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの
- 二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。

- 一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法
- 二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合
- 二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合
- 三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日)

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に關する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	平成二十六年六月	十八日国立国会図書館告示第一号
	同	二十七年六月 九日同
	同	二十八年五月三十一日同
	同	二十九年六月 一日同
	同	三十年五月 三十日同

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十三円
- 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

- 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号
- 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

- PDF方式
- E PUB方式
- DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

- 題名
- 作成者
- 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)
- 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)
- オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報
- オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報
- オンライン資料がハイパーテキストトランスферプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソー

スロケータ―

(規程第二条第二号の記録媒体)

5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

6 規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十

七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十九年六月一日国立国会図書館告示第一号)

1 この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年五月三十日国立国会図書館告示第二号)

1 この告示は、平成三十年五月三十日から施行する。

2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。